

〔資料紹介〕

土屋喬雄の石神調査ノート (三)

——アチックミュージアムによる石神調査の再考に向けて——

林 雅秀*・高橋 正也**・三須田 善暢***・庄司 知恵子****

キーワード 石神村、土屋喬雄、有賀喜左衛門、アチックミュージアム

本稿は、前回（庄司ほか 2011）に続く経済史家・土屋喬雄の旧安代町石神調査ノートの翻刻である。このノートについては前々回（一）（三須田ほか 2011）および前回（二）の翻刻解説をご覧いただきたい。

われわれがこのノートを翻刻しようと思った理由は、石神を調査した社会学者・有賀喜左衛門の研究を相対化できるのではないかと考えたからである。しかし実際に翻刻の作業をすすめていくと、相対化云々以前に、有賀の調査の緻密さに驚かされることが多い。期せずして翻刻作業が有賀のモノグラフを熟読する契機にもなっている。

現在、日本村落研究学会において、先達が積み重ねてきたモノグラフによる実証研究・村落調査を再考しようという提案がおこっている（細谷 2011）。われわれもそうした呼びかけに応えたいと思う。現時点ではいまだまとまった結論はえられていないが、この翻刻の完成後には有賀らのモノグラフを再検討する論稿をものしたいと考えている。

今回翻刻する部分は、26 葉裏-45 葉表の部分であり、土屋自身によるページ数（各葉の上部隅に記載されている）としては 41-72 頁である。

41-43 頁では牛馬の使用や部落の生業、44-45 頁では名子になったりヌケたりするきっかけ、46-47 頁では年末年始とお盆、47-52 頁では農作業、53-58 頁では婚礼や葬式、58-63 頁では召

使（と名子）、64-66 頁では名子と大家との関係、67-71 頁では浅沢村の生産高について、72 頁では村の制裁について記載されている。それぞれの項目に関して、一貫して名子と大家との関係に焦点が当てられている。注釈に示したとおり、名子と大家との関係についての記述の大半は有賀（1967）（この初出は 1939 年）がすでに発表した内容と共通している。なお、前回翻刻した箇所（庄司ほか 2011）の最後の 34 頁から、今回の翻刻箇所の最初の 41 頁の前まで（つまり 34-40 頁）は、空白で何も記載されていない。

なお、45-46 頁には澁沢敬三の新聞記事が挟まれており、そこにも土屋の筆跡がある。これも参考資料として掲載することにした（写真 2）。

土屋の筆跡は写真 1 にあるように達筆のため解読には苦勞した。不明な点も多々あり、誤って解読している箇所もあるかと思われる。気がついた点については御指摘をいただければ、今後の翻刻の際に随時訂正・加筆を加えていきたい。

翻刻にあたって留意した点は以下の通りである。

- ・ノートは縦書きで、上部に罫線を挟んで余白がある。上部の余白に記述しているは原則上部に記載するようにした。
- ・ノートには指示や挿入などを表す多くの線が引かれているが、一部のものを除き表記していない。

* 森林総合研究所東北支所 〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25

** 岩手大学大学院連合農学研究科 〒020-8550 岩手県盛岡市上田三丁目 18-8

*** 岩手県立大学盛岡短期大学部 〒020-0193 岩手県滝沢村滝沢字菓子 152-52

**** 岩手県立大学社会福祉学部 〒020-0193 岩手県滝沢村滝沢字菓子 152-52

- ・指示線で補足説明をしている箇所、および挿入をしている箇所は、原則として【】で入れ込んでいる。挿入箇所にさらに挿入している場合はさらに【】で入れ込んでいる。ただし古文書の場合は原則として入れ込むことはせず、指示線等も表記した。
- ・本文で改行している箇所は原則として改行し

- た。
- ・指示線や文の内容などからみて続いていると思われた箇所はつなげて表記した。
- ・不明な箇所は□にしている。
- ・抹消部分も多くあるが、それは特に復元していない。抹消した上に新たに書き込んだ文字もそのまま表記している。

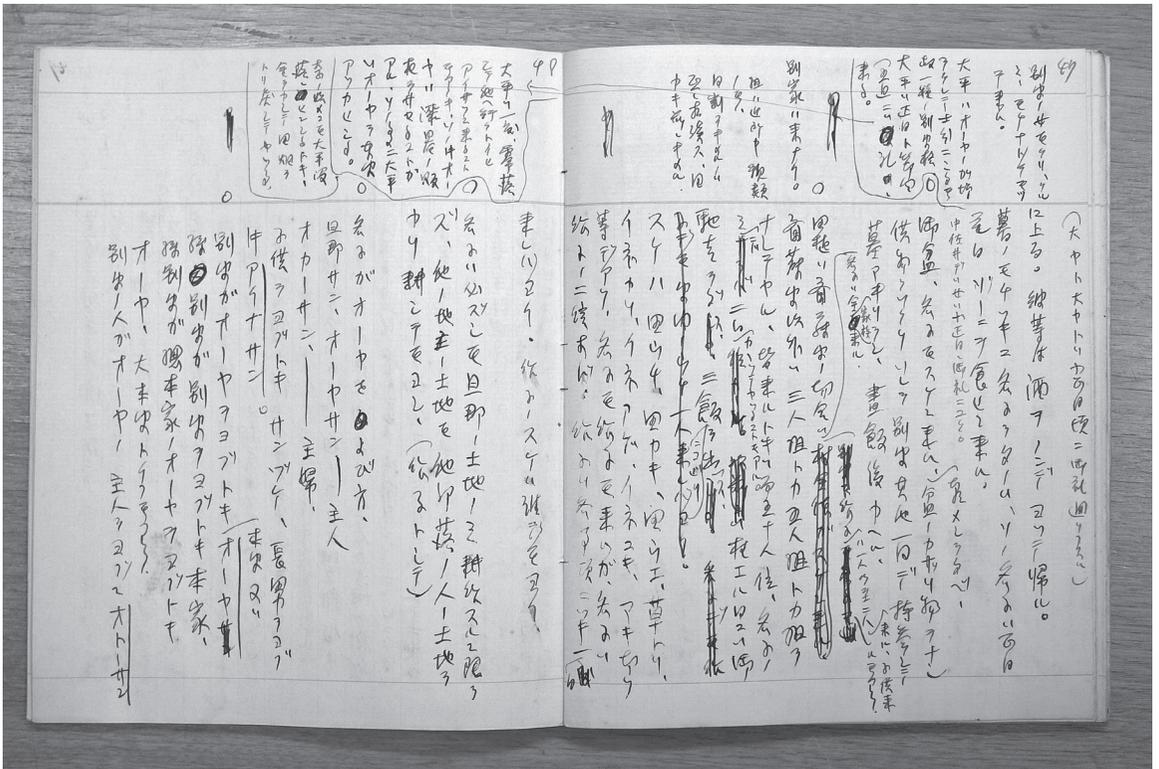


写真1 土屋ノート原本（土屋のページ数で47-48頁）

<p>41</p>	<p>明治以後日清戦争カラ三十年頃牛多く、 明治以後馬ハ大体常ニ二十頭位、但シ牛ノ多イ時ニ 馬ハ少クナツタ。牛モ馬モ五分作。</p> <p>昭和ノ始メ馬ハ三十円ニモ下落セリ、 今ハ馬分高クナリツアル。【牛モヨクナリツ、アル。 二百円モスル事アル。】 母牛ト二歳ト志歳仔牛トテ、一頭平均 十五円位トナツタ。 馬ハ平均二百三十円、安イノデ百一十二、三十円、</p>
<p>42</p> <p>オーヤノ祖父、父ノトキ 牛ガ二十頭モアツタ。 馬ハ割ニ少ク十頭内 外、</p>	<p>○ 放牧 田代山、明治ノ中期、六月十旬、【維新前ニハアマリナカッタ】牛ハ明治初年 ニ□牛ガ来テ、シタイニ盛ンナリ、大正頃百頭位ニナル。 ソノ後値段下リ少クナル。牛ハ明治中期ニテユボントイフ種類入ツテ来タ、ソレガ大正ニ盛ンニナル。 今ハ牛ハホルスタイン、短角種、</p> <p>○ 稲コキ、前ノ道具ハ千コキテ手数ガカカッタ。【今モ使フ所モアル、】 大正 ノ末ニ足踏ガ使ヒ始メラレタ。動力ノ稲コキラ 使フヤウニナツタノハ七、八年以来ノコトデ、中佐井ノ 大ヤガコレヤツテキル、 キチ引ガ動力トナツタノモ大正ノ末、</p> <p>○ ワラジハ今ハ残レト造ラズ、今ハ大テイゴムゾ コ、ゴムゾコハ大正末頃カラ用キラレタ、</p> <p>○ 炭焼ハ明治二十年頃鐵道開通以後行ハ レルヤウニナリ、又ソノ頃カラ出稼モ行ハレル ヤウニナツタ。出稼ノ方面ハ北海道、カラフト</p>

<p>43</p>	<p>カムチヤツカ。松尾銀山等へ、【物ヲ運搬シテ手間賃ヲトルモノモ多クナツタ。】</p> <p>海外出稼ハオイヤノ別家ガ【長ク】病人ノタメニ病院費ヲ勤銀カラ借金シ、破産シタ。ソレデムスコガブラジルへ出カセギニ行ツタ、宮崎ノ高等農林ニ行ツテオリ、先生ノ世話ヲ行ツタ。三百円程オイヤカラ借り、オヤジヤオワクロヲ残シテ行ツタ。コレガ海外出カセギノ始メ、</p> <p>○ オイヤノ名子【別家ヤ】名子、 別家ハ七軒 孫別家六軒</p> <p>? 名子カラ別家格トナレルモノ三軒、ソノウチ一軒ニハヤシキヲクレタ。他二軒ハ待遇タケ、コノ部落ハ三十七戸、</p> <p>名子モ分家スル、小作ヲ分ケル 名子ト主人トノ関係ハ今デハ寛大トナル</p>
<p>44</p> <p>名子ガ始メテ出ルトキタテヤル。修繕ヤ建テカヘハ名子自身デヤル。材料ハスケテヤル。</p>	<p>名子ハ家、ヤシキヲ貸サレタモノダ、家ハ自ラワケル場合モアル。但シヤシキ【ヲモツ名子ハナイ。】田地ヲモツモノハ少クナイ。【オイヤノ名子デハ七、八人田畑ヲ所有ス。【田三反歩モテルガ最も多イ。平均シテ一反歩カ一反五歩位、】</p> <p>名子ガソノカセギナドデ金ヲタメタ時ハ他人カラヤシキヲ買ヒトリ又ハ家ヲタテタ時ハ又ハ田畑ヲ買ヒトルトキハ名子ヲヤメルコトモデキル。</p> <p>○ 石田姓ハ八戸、石神ノオイヤノ別家ニ使ハレテキタ者ガ独立シタモノカラ分家シタモノ、ソノウチオイヤノ名子三戸アリ。</p> <p>○ 名子ノ姓ハオヂイサンガイロくツケテヤツタ、 橋本（橋ノソバニアルカラトイフ理由） カケ端（カケノソバニアルカラ）</p> <p>○ 山道（山ノ道ノキンダカラ）</p> <p>等ノ姓アリ。</p> <p>中佐井ニハ佐久間【佐藤ノ名子】久兵衛カラ人ガ来テキル、佐ト久ノ間、姓、名子アリ。</p> <p>名子ノ姓ハ大体ニオイテ別家ノソレトハチガフ。</p>

<p>45</p>	<p>○ 名子カラスケタモノハ齋藤家ニハ一軒ノミ、但シ長男ガスケテ次男ガトマルノミ。</p> <p>中佐井ニハ名子スケセルモノ四戸、ソレハオーヤノ別家破産シテ名子スケセルモノ、ソレハ名子ガ自分デヤシキヲ買ツタ。</p> <p>○ 名子関係ハ必ズシモ主従関係ハナク、齋藤家ノ名子ハ維新前ノガ七軒、ソノ以後ノガ十軒、開コンノタメニ實ヒ集メテ名子ガ出来タ、ソレハモトノ召使ノ次、三男、</p> <p>○ 雇ヒト手間ハコノ部落デハ日銭ヲ貰銀ヲ拂アモノ、</p> <p>名子ノ賦役ハ、手助ケ (略シテ助ケ) 手傳ひ、助人(スキニン)、</p> <p>助ケハ名子ニ対メ (*1) ハ必要ニ應ジテタノム、農事一切ヒマキ切り (三月)</p>
<p>46</p> <p>シヨージ紙ヲ【東岩井郡】東山トイフ、ミノバン。</p> <p>別家ニハ紙ヲソヘズ、別家ニハ名子ヘノソレヨリ大キナ魚ヲヤル。</p>	<p>○ 薪切りハ一日一人デ一モリヤツテ行ク、一モリハ二尺五寸ノマキヲ高サ五尺、ハバ五尺ニツムヲイフ。オーヤガ必要トスル薪ハ明治三十年頃マデハ百五十モリ位、今ハ四十モリ位、昔薪ヲ多ク使ツタノハ、常ニ火ヲタヤサナカッタ、又夜ナベニハ多クノ使用人がキロリノ傭リデ仕事ヲシタカラ多ク入用ダツタ、今ハ夜ナベ仕事ガ少クナツタ。ソレハ種々ノ進歩シタ道具ヲ用ヰルカラ。</p> <p>○ 歳暮【名子ハ歳暮【ハワラゾウリヲ二二三足モツテ来タ。【明治四十二三年頃今ハモツテ来ス。】ヲモツテ来ス、スケニ来ル】二十七日ス、トトリ【二名子【一人□】ガスケニ来ル】、其後三十日頃マデ【スケニ来ル】 (*2)</p> <p>セイボトシテオーヤハ塩引ノ一本モヤツタ、【紙一帳 (シヨージガミ)】今ハ塩マス、【塩ダラヲヤル。特ニ多クスケタモノニハ何カソノホカニヤル、白米トカ、】</p> <p>○ 正月一日ニハ別家モ名子モ御札ニ来ル、男ガ一日、女ハ二日ニ来ル、ソノ時名子ハ二銭【十五銭】モツテ来ル。別家ハ五銭乃至十銭モツテ来ル。【名子ノ女ハクリヤクルミヲモツテクル、ソノ女ヘハビシツケ油ヲクレタ。】名子ハ板バケ上リ、別家ハビよぬ</p> <p>明治時代ハ【名子ハ】二銭ヲモツテ来タ。後ニハ五銭モツテ来ルモノカラ、十銭モツテ来ルモノアル。</p>

<p>47 別家ノ女モクリ、クル ミ、モチナドラモツ テ来ル。</p> <p>大平ハオーヤノ加増 ヲクレテ士分ニシタモノ 故一種ノ別家格(・3) 大平ハ正月ト節句 (五月)ニハ礼ニ 来タ。</p> <p>別家ハ来ナ。</p> <p>組ハ近所ヤ親類 ノモノ、 日割ヲキメルノハ 互ニ相談ス、田 カキ前ニキメル、</p>	<p>(大ヤト大ヤトハ小正月頃ニ御礼廻リラスル) に上る。彼等は酒ヲノンテヨツテ帰ル。 暮ノモチツキニ名子ヲタノム、ソノ名子ハ正月 元旦ゾーニヲ食ヒニ来ル。 中佐井デハ女ハ小正月ニ御礼ニユク。</p> <p>○ 御盆、名子モスケニ来ル、【朝メシヲタベ】盆ノカザリ物ヲナシ 供物ヲツクリソレヲ別家其他一同テ持参シテ 墓マキリラシ、昼飯後カヘル、</p> <p>○ 田植ハ高藤家ノ場合ハ【名子ハ全【家族】来ル】作子ハ一人乃至二 人来ル、子供来ルモノアリ、 高藤家以外ハ三人組トカ五人組トカ組ヲ ナシテヤル、皆来ルトキハ百五十人位、名子ノ ミテニ日カ、ツテヤツタコトモアル。植エル日ニハ御 馳走ヲダス。三飯【ニコビリ】ヲ出ス、 スケハ田ウチ、田カキ、田ウエ、草トリ、 イネカリ、イネアゲ、イネコキ、マキ切り 等テアリ、名子モ作子モ来ルガ、名子ハ 作子ノ二倍ホド、作子ハ各事項ニツキ一日</p>
<p>48 大平ハ一度、零落 シテ他へ行クトイヒ アイサツニ来タコト モアリキ、ソノ時オー ヤハ漆器ノ販 売ヲサセテタコトガ アル、ソノタメニ大平 ハオーヤヲ本家 アツカヒシタ。</p> <p>大正ノ始メニモ大平没 落ニヒンシタトキ、 金ヲカシテ田畑ヲ トリ戻シテヤツタ。</p>	<p>来レバヨイ。作子ノスケハ誰デモヨイ、</p> <p>○ 名子ハ必ズシモ旦那ノ土地ノミ耕作スルニ限ラ ズ、他ノ地主ノ土地モ他部落ノ人ノ土地ヲ カリ耕シテモヨシ、(作子トシテ)</p> <p>○ 名子がオーヤをよび方、 旦那サン、オーヤサン——主人 オカーサン、——主婦 子供ヲヨブトキ サンヅケ、長男ヲヨブ 時アイナサン。</p> <p>○ 別家ガオーヤヲヨブトキ【本家又ハ】オーヤ 孫別家ガ別家ヲヨブトキ本家、 孫別家ガ總本家ノオーヤヲヨブトキ オーヤ、大本家トイフモアリ、 別家ノ人ガオーヤノ主人ヲヨブニオトトサン</p>

<p>49</p>	<p>○ 名字ト作子トノスケノ區別、 ? 名字ハ如何ナル仕事ヲ来ナケレバナラス、作子ハ 農事ヲケ、ス、ハキニハ名字ノ一部ガ来ル、 【家ノ廻リノ】草ムシリノヤウナ家事上ノ仕事モ名字 ガスケナケレバナラス、 作子ニモ手間ヲ出サス、但シ農事以外 特別ノ仕事ヲタノム場合ニハ手間ヲ出ス。ソレ ハ他所へ特ニ使ヒヤルガ如キ場合、</p> <p>○ 高藤家ノ名字ニモ他村ノ者ノ土地ヲ耕作セ ルモノ、五六戸、別家ヤ他人ノ土地ヲ耕作 スルモアリ、コレハ昔カラアリ。 家族ガフエタ場合ニハ他部落ノ人ノ土地ヲ モカリル。名字ニモ分家アリ。</p> <p>○ 名字分家ノ耕地 稲田ハ二人役(二人役ハ五、六畝)ハ全収穫タダ トラセル、【普通】三人役分ハ分作ニサセル。【モットホシイモノハヨ ソカラカリル】</p>
<p>50</p> <p>麦ハ七月収穫、ソノ後 ハソバヲヤリ、或ハ 豆ヲマク、</p>	<p>畑ハ一反麥十二反麥ハ全取り、ソノホカノ分、 三反麥【テモ五反麥デモ】ハ分作【コレモ他ヨリ借りテモヨシ】、 畑作ノ【作】物ハ別ニ オーヤヨリ注文ハセヌ、普通ハヒエ、【粟】豆、 ナドヲツクル。(畑ハ輪作ソノ順序ハヒエ、 アハ、豆【ソバ、近頃麦モツクル、】</p> <p>山林ハサワリニナラス範圍ヲ柴ト薪ノ採 取ヲ許ス、 柴トハ雜木ノモノデ、【手柴トイヒ】【ツル】ヤサイノ手ニサスモノヤ タテバグヒ、(ソバヤヒエノ立タヒ) ナドニ使フ、 現在ハ官有ノ拂下デアリ大ヤノ山ヲツカハス。 株ハ少イ故、オーヤノ分ヲツカハセヌ、 コレハ官有林カラ拂下ゲテツカウ。(※4)</p> <p>○ 作子ハ五分五分ノ分作、分ケル方法ハ【作子ガ見ニ来テクレト申出テ、】 地主立 合フ。シマヲワケル、地主ハ一ツオキニシルシヲツケ 取分ヲキヌル、端ノシマハ作子ガトル、作子ニ</p>

<p>51 畑物ハシマトイフ。 イネ六バテ一束、 束テワケル、ヒエ ノ場合ハ九バテ 一シマ、アハモ同ジ ソバ、麦 ハ六バ一束、束 ワケ、</p>	<p>ヨリテハ端ニナラヌヤウ山アリワケル【論議ニナツタモノモニツニ 分ケテオク】、不作ノ 部分ト良作ノ部分トヲ平均スルヤウニシマワケル、 収穫物ノ運搬ト調製ニ作子ヲツカフカドウ カ、刈ルノハ作子ガヤル、運搬ニハコチラノ分ハコチラテ運 搬、コナストキニハ作子モ手伝フ。名子モ手伝フ、 ○ 名子ノスケニ来ルモノガ母親ナレバチノミ見其他 子供ヲツレテ来ル、コレニ飯ヲ食ハセナケレバナラス 故、名子ノ損ダ、作子ノ方ガムシロ徳ダトイフ 考モアル。 ○ 名子ノアソビニ来ル日、 十二月三十日名子来テ餅ヲツク、ソレヲ元旦三朝早 ク来テ御飯ヲ食ハルトキ切餅デアツキモチ、【二枚】白餅ヲ三枚 ホド ヲモラツテ行ク、召使ノ者ニモ同シニヤル。晝頃 元日ノ御礼ニ来ル。 大正月ト小正月ト二回、二月八四日マデ、十五日モヤ スミ、三月三日、四月八日、五月五日、六月一日、 七月七日、八月十五日、九月二十九日(コレハ九月九日</p>
<p>52</p>	<p>デアルガ、農事ガスマスタメニ、二十九日ニシタモノダ) 十月二十日(二十日ツ子)何レモ一戸ヨリ一人来テ 共に御馳走スル。(*5) 俚言、 九日ガスギナイ内ハ乞食ガスケヌ(*6) (九日トハ九月二十九日ノ事) 九月二十九日ニモ来テ餅ヲツキ御馳走ニナツテ 帰ル。 正月ハ一日カラ九日マデヤスミ、十五日カラ二十一、二日 マデ休ミ、 ○ 名子ノスケ日ハ少クナツタ、助日ノ帰リニワラヲシヨッ テ帰ツタモノダ。ワラ細工ヲスルタメノワラ、 ○ 【オーヤヨリ造ツテモラツタ】名子ノ家ヲ自分テ作りカヘレバ自分ノ 家トナル。</p>

<p>53</p> <p>コンレイノ場合、【コンレイノ当 日】</p> <p>ツキアヒトメ金ヲ 若干(オーヤハ 別家乃至名子) 二錢二十錢、 ソノホカニハナネ ケトメ手拭或 ハ反物、ハナム ケト書キテ錢 デ来ルコトアリ。 オーヤカラハ 必スハナネケ ヲスル。 オーヤカラノ</p>	<p>○</p> <p>コノ地方デハ今デモ麻ヤ絹ハ自家デツムイデ残ツテ ヲル。</p> <p>○</p> <p>婚姻ハ地頭ハ地頭格トスルノガ普通、本家と別家と 結ブコトモアリ、大体ハ同格ノ人ノ間ニ結バレル。 名子ハ名子同志コンインスルガ多イ。又名子ハ作子ト スル場合モアリ。</p> <p>名子ハ婚姻ニ関シテハ地頭ニ相談スル。ソノヤリ方 ニツイテモ相談スル。オーヤガ道具ナドヲカシ テヤルノガ普通、名子ニハサウイフモノヲ持つテキル モノガナイカラ。婚礼ノ時ハ大家ガ世話ヲヤク、 式ノ順序ハ必スシモ一致セズ、媒介人ハスベテノ 客ト盃ノトリカハシ【ノ仲介】ヲスル。媒介別ニドウイフ人 ガナルトハ限ラス、別家ノ場合モオーヤニ相談 スル。本家ガ立合フノガ普通。 キメ酒ハ一升、本家ガ別家へ行ツテ媒人トクミカ ハス。 結納ハ次ニ日ヲキメテ持ッテ来ル。コノ時本家ガ</p>
<p>54 時、祝錢ハツキアヒニシタ ガヒ二錢二十錢位。 トハナネケ、 別家ハハ二円 カラ五円、名子 ハハ六デイ二円 位、</p>	<p>立合フ。キメ酒ノトキモ結納ノ時モ樽着ヲツケル、(*7)</p> <p>オ頭ツキ、カクテ式日ヲキメル。ムコガ式ノ前ニ 嫁ノ家へ行クコトハナシ。嫁ニ同行スルノハ両親、 近イ兄弟、父方ヤ母方ノオヂカオバガ来ル。 仲人ガミチビク。</p> <p>盃ノ順序ハ媒【人】ヨリ始マリ、自ラ飲ム、雌蝶雄蝶 シヤク、ムコトヨメノ盃ノ仲介ヲシ、又親達ノ仲介 スル。ソノ場合自分モノム。オヂ、オバ其他親類 盃ガアル。式カスミヒロウトナレバ、仲人ノソバニ ヨメガキル、仲人ト親トノ間、又ハ仲人夫婦ノ間、 別家デアレバ、オーヤガ最モ 上座ヲ最初ニ盃ヲトリ、親類ニアハス。床ノ間 ニ大神宮、ツルカメ等ノカケモノヲカケテオ ガム。(*8)</p> <p>召使ノコンレイノ場合、 別ニ仲人ヲタノム、コンレイハオーヤノ家デスル。 ソノ後モ家ニオキ、子供ガ多クナレバ、名子トメ</p>

<p>55</p>	<p>家ヲモタセ、普通ノコンレイノヤウナ形式ハトルガ 質素ニスル。家ニオクノ八十年位、子供分ニ、三人 ニナレバ、家ヲモタセ、ソノ人柄ガヨク、家ニ 功勞ノアルヤウナ場合ハ、土地モ特ニ多クヤリ 又家モ大キク立テテヤル。 夫婦者ノ召使ガ何人モアリ、多イトキニハ エツコガ六七カラ九ツニモナツタコトガアル。 多キトキハ四夫婦位召使ガアツタ。現在ハ 三【夫】婦タガ、一人ハ女房ガ死ンテキル。</p> <p>○ オーヤノ吉凶ノ式ノアル場合、名子ガスケルトキハ 家中ヲアゲテ来ル。別家モ来ルガミナハ来ナイ。 古イ別家ハミナコナイデ、二人モ来ル、新シイ 別家ハ皆来ル。</p> <p>○ 吉凶ナドノ場合一般ニオ互ニスケ合ヒ、儀式用 ノモノヲ皆テコシラヘル。</p>
<p>56</p>	<p>○ 葬式ノトキハ浄法寺(福蔵寺ノ旦那)カラ坊サン(*9) ガ来ル。【オーヤハカリス、他ノ者ハ【寺カラ】カリル人モアル】、オー ヤノ(*10) 名子ノ葬式ノ場合、オーヤカラ借りル。 葬式ノ時手傳ノ役、別家ノ葬式ナレバ、 オーヤガ中心トナリ指図スルコトトナル。 行列テ行キ、読経ガスマバ、僧ハカヘル、謝 礼ニハ(帰ル人ニ対メ)家ノ人や親類ノ人ガ二人テ テ礼ヲスル。行列ヲ野辺オクリトイフ。 葬ツタアトハ毎夕七日ノ奉事ヲスマスマテ 松ヲタイテオガム、朝ハソナヘモノ(ダン子【下洗米】)(*11) ヲモツテユキ、センカウ、ロウソクヲモツテ行キ オガム。七日中名子ハ毎日来テ手傳ヒ ヲスル。 香典ハ金、ツキアヒニ従ヒ 十銭トカ二十銭トカモツテユク、夜食料トメハ ソノツキ合ヒニ従ヒ【二升乃至三升】、白米ヤソバ【五升一斗】 ナドヲ持ツテ ヌク。念佛ハ毎朝毎夕。</p>

<p>57</p>	<p>本家デハ別家へ二斗乃至二俵、名子ハ五升乃至二斗モツテユク、コレハ夜食料ノホカノ手傳へ、</p> <p>○ 名子ノ葬式ノトキハオーヤノ主人ハ大テイユカズ、妻、子供、或ハ召使ノ頭(じよゐにゐるもの)ガ行く。香典トメハツキアイ錢デ、二錢カラ五錢、夜食ハツキアイニヨリ二升、又特ニ手傳トメ白米五升乃至二斗、特別ノ名子ハ四斗、</p> <p>○ 名子ノ家デ出産アル場合ニハ【ツキ合ヒニ従ヒ】【オーヤカラ】卵十個トカヤキフ三ハトカヤル、オーヤデ出産アレバ卵トカヤキフナドラモツテ来ル、名子ハヤキフニハ、別家ハ三ハ、卵ナレバ名子八十個、別家ハ二十個位、或ハ野菜トカ山イモトカラ持チ来ル事アリ。</p>
<p>58</p>	<p>オーヤハ必ス何カンヘ物トメ子供ノオ古トカ酒トカ粕ヅケトカラヤル。別家デ出産アル場合ハ卵十二、ヤキフ三ハ【十五ハ】(卵トカ山イモナドナイ場合ヤキフ、)</p> <p>○ 婚礼ノ場合ニモ親戚其他悉ク集ルノデ、オーヤカラ色々ノモノ(道具類)ヲカリテユキ、又色々ノモノヲモラツテユク。(食料品)</p> <p>○ 同一ノオーヤノ名子同志ハ親密ナル關係アレ共必スシモ婚姻ヲシナケレバナラストモ限ラズ、又組ヲスルトモ限ラズ、</p> <p>○ 召使ヲ入レルトキハ【モトハ十】才前後、今ハ尋常小學校卒業後方普通、但シ子守ヤ母ヲ失ツタモノナドハモット早イ。名子ノ二、三男ガ多イ。男女ノ召使ヲ夫婦ニスル事モアル。召使ヲ入レル</p>

<p>59</p>	<p>トキ、名子ニシテ貫ヒ【タイ】ト望ミ、ソノ約束テ入レル コトモアル。名子ノ子ニヌオトヤノ家ヲ別ニ 約束ナクトモ家ニ来テオリ、庭ハキナドラ ナシ、食事ヲナシテオリ、自然ニ召使ヒニ ナルコトモアツタ。コレハ小学校時代カラアリ。 【前カラ居リ、】兵役ヲ終ッテ帰リ又召使ヒトナルモノアリ。 多クハ兵役ニテ家ハ帰ル。 召使ハ名子トナリ一戸ヲタテルトハ限ラズ、 (約束ニヨルモノアリ) 現在ノ名子ハモト召使ヒタリシモノニテ、名子 トナリシタメ一戸ヲ立テタルモノ。 召使ノ家族ガ多クナレバ一戸ヲ出ス必要 アリ、ソレガオトヤノ家ヲ出ル故、ソレニ代ルモノガ 必要トナリ、名子ノ次、三男ヲ召使ヒトシ 、名子トスル約束ヲ以テ先ノ召使ヒニ代 ラシムル事アリ。 召使ヒガ世話人(手間頭格)トナルハ主人</p>
<p>60</p>	<p>ノ見立テニヨル。氣立テモヨク、才能モアリ 功勞モアルヤウナモノヲ世話人トシ、作方 ニ限ラズ、万事作配ヲサセル。【其他】召使ヲ【旦那代り】指 揮ス【ルコトアリ】。世話人はじよるにて食事をする。 世話人は名子ニスル、世話人は別家格名子と なることができる。世話人たる召使ヒ常にあつた わけではない。二、三男がオトヤにゐる 場合はそのうちから世話人ができる。別家 格名子ハ一代限りのこともある。 他の召使ヒはじよるで食事をなさず、 だいどろである。 【才能の】世話人は相当の年配までおく。最近 の別家格名子のうちにちのみごより四十位 までゐたものもある。別家格の証文を与へたるは 【その当時の主人【妻ガ自分ノ乳ヲノマセタ】が非常に功勞あつて、 特殊待遇するべしと認めたため、【嘉太郎】宅地の所有權を登記し たためであつて、 他ノ別家格ノ場合ハ 待遇タケ。家ノツクリ方、ヲヨクシ床間マデ 許シタ。</p>

<p>61</p>	<p>召使ニハ奉【公】証書ハナイ。 召使ノ【着物モ全部当家テモツタ】盆ニハ特異物一枚ヲツクツテヤル。 休日、正月ハ大正月、小正月、ワラ細工、漆物、炭運搬等ノ手間カセギヲナシ小使銭トスル。 大正月ハ八日マデ、小正月ハ十六日―二十日マデ休、時ニハソク(*12)ト云フ休ミノ追加アリ。盆ハ十三、四日、二月ハ一日―四日マデ、其他毎月一日名子ニ回シ、賃銀取りノ事ヲホマチトリトイフ。ナホ手間カセギハ晝ノ休ミニナハナト等ヲヤル。(ソノ休ミノ時間ハ二時間位)。 又夜ハ夕食後ホマチカセギヲヤル。冬ハ夜ワラジヲ三足位、又ハマダ縄(マダトイフ木ノ皮ニテ荷物ヲシバルニ使ナリ、夜チベニシテ一束(三尋ノ長さ)、三本ニナフ。又牛追ヒノ時マダヲトルヤウナ働キモノモアル。馬ノ荷ケラヘツケル、タヅナ</p>
<p>62</p> <p>地色ノ桑</p> 	<p>トニ用ス。 岩屋アハ小セギノ浅瀬ニイネヲツクツテホマチニスルモノモアツタ。オーヤノ田地ノ土手ナドニ作物ヲツクルモノモアル。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小作証書ハナイ、スベテ口約束。 ○ 名子ニマル取りサセルトコロヲ役地トイフ。 ○ 横切り、【分作ノ畑ニ】名子【作子】ハ横切りトイヒ、イエ畑ナドニ豆ナドヤトウモロコシ、ユリナドヲ横切り(*13)少シツクリ、ソレハ名子、作子ノモノトナル。 <p>【又分配ノ】田ノクロニ豆ヤ小豆ヲツクリ、名子ヤ作子カトル。クロ豆、クロ小豆ナドトイフ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 召使ハ節【ノ休ミニ】家ニカヘル【モノアリ】、春洗濯トイフ。コレハ女ニ限ル。春ハ田植後、秋ハ収穫後、カヘル。 <p>他県カラ召使ノ来ル事モアル。ソレハ九戸、</p>

<p>63</p>	<p>岩手郡等カラ来ル、子守り、養蠶手傳ビ等ニ来ル。養蠶手傳ハ特ニソノ盛ン(*14)ナリシ頃特ニ多カッタ。養サノ時期ハ特ニ忙シク名子ヲ毎日使フワケニ行カス故、特ニ雇フ、之ニハ賃金ヲ佛フ。</p> <p>○ 召使ハヒヤテネオキスル。【男ノ】召使ハ年齢ノ如何ニカ、ハラズ、(オイヤノ)若ノ者トイハ【レ】ル。妻アル場合モサウダ。女召使ハ(オイヤノ)オナゴトモトイハレ、コレヲノ者ハ名子ナドニ□□ツタヘタリスルノデ、【オイヤニ】キル者ハ名子ヨリモ多ク見ラレル。シカシ家ヲモテバソノ事ナシ。シカシ名子ハ他カラハ身分ノヒクイ者トハ見ラレナイ。(*15)</p> <p>○ 【浅沢】青年団ハ二十年前カラアル。其ノ若イモノ仲間ノ頭ハ村ノ者ノスケレタ者ガナル。</p>
<p>64</p> <p>スケ</p>	<p>オイヤノムスコハ世話人ノカシラ、イワハ団長格ニスイセンサレル。名子ノ者ヲモスケレタモノガ出レバ頭ニナレタ。</p> <p>○ 元服ハ士族ノ間ノミ。【子供ガ】一人前ニナルノハ、作子ヤ名子ガオイヤニスケニエクノ八十七、八才。コノ年ガ一般的ニハソウ考ヘテモヨイ。シカシモット小サイ者ヤ年寄りガスケニ来テモ大目ニ見ルノガ普通デアル。</p> <p>○ 村デ直アシンナドスル時ハ嚴格ニ一人前十七、八以上ノモノヲ出ス。年寄りハ六十位マデ。モシ年寄りナドガユク時ハ特ニコトハリ諒解ヲ求メルヤウニスル。</p> <p>○ 名子デモ作子デモオイヤニ近イ所ニキル者ハ自然ニ多ク使ハレルシ、從ツテ又多ク世話サレルコトトナル。</p> <p>○ 作子ヤ名子デモ家人人数ノ少イモノハ少ク使フ。</p>

<p>65</p>	<p>○ 凶作ノ年モ分作ノ五分五分ノ率ハカハラヌ。</p> <p>○ 石神ニ【新遣ノ所】店分出來タノハ大正十一年頃、又上ノ店ノ出來タノモ同時期。下ノハオイヤノ名子、上ノ店ハ酒屋ノ名子。 ソノ以前ニ何カ買ウノニハ中佐井ニ行ツタ。 ソコニハ明治初年カラ店ガアツタ。中佐井ノ店ニナイモノハ新町【或ハ浄法寺】マテ買ヒニ出タ、</p> <p>○ 大平佐藤家ニハモト名子三軒アリシガ、二軒ハ出カセギデタタメニ絶家、</p> <p>○ 名子ノ家ヲ立テヤルトキタタミハシイテヤツタ。ナベ、カマ、オケ、其他家財道具ハ一式クレテヤル。【馬ノオヤハ別ノモノヲホシイトイヒカヘスコトモアツタ、ヨソカラモットヨイノヲカリタトイヒ、返スコトモアリ。時ニハ牛ヲカスコトモアツタ。】馬モ分作【馬ノオヤハ馬主ノモノ。子ガ生レタ時売ツテアタヒラワケル。】シテカシテヤル。家賃ヤ【ヤシキ】地代ハ拂ツタ。 家財一式ナベ、【コハンヲタクナベ】、オツケナベ、カマハ小サイ鉄ビシ、湯ガマ、(大小二)</p>
<p>66</p>	<p>オケハニツ(一トカツギ) タライ、 ゼンワシ、食器類、 ザル、スリハチ、洗ヒバチ、(カシキ道具) 夜具フトン。</p> <p>吉凶アルトキハ名子ガタタミヲ借りニ來ル。又モンツキ羽織ハカマ、帽子モカリニ來ル。彼等ハナイカラ借りニ來ルトイフ考ヘガ普通。雨ノ降ル時ニハマントヲ借りニ來ル者モアル。マヤゴエハ足りヌ時ニハオイヤニ貰ヒニ來ル。オイヤデハアマツテアレバクレテヤル。食ヒツギ前ハ名子ガカリニ來ル、コレニ対シ利足ナシ、取極ノ際ニ立テカヘス。シホハオイヤナドデハ儀デ新町ヤ浄法寺カラ儀デ買フ。名子ハ漬物ト味噌煮ノ時ハ儀デカフガ、他ノ場合必要ノ際ハオイヤニ五合ハガリツツ借りニ來ルコトモアル。(＊16)</p>

<p>67</p> <p>アヲシ</p>	<p>○ 切り替畑ハ山ヲ開墾メ夫々本畑ニナラス 前ヲイフ。今八十ヶ年間税金ナシ。</p> <p>○ 開墾トキ木ヲハラヒ、ヤキ ハジメ粟【ヤソバ】ヲマク。 ソバハ夏マキ秋十月収穫。ヒエハ春ニマキ 九月テキル。ヒエハ前年ノ開コン地。</p> <p>○ 宗門帳、肝入リツトメテ最后ノキモイリニヒキツイ タ人、ソノ目録、ソレニ宗門帳ニ冊アリキ。 宗門ハ始メハ寺テヤツタ。ソレガ後肝イリニウツタ。 戸籍ノコトヲ宗門トイフ。明治四年カラ戸口籍 トナツタ。明治三年マデ戸籍。</p> <p>◎ 嫁ノ戸籍ヲトリニ行クノニ宗門貫ヒニ行ク オトイフ。</p> <p>◎ コノ地方ハ金納であつた。 嘉永二年十一月 浅沢村肝入卯兵衛証 福岡通御代官所之内主税様御返地</p>
<p>68</p>	<p>岩屋村浅沢村志軒地限本定 高井御定引高古不仕付辰不 仕付天保年中不仕付花輪伊豆様 御知行高共吟味書上帳（一丁） ノ中ニコノ両村各地主ノ持高ト出銭（年貢銭 ノ事）トガ列記サレテアル、 ソノ浅沢村ノ部ニ</p> <p>一高六石三斗六升五合【石神オーヤ】宗右エ門地 出銭六貫貳百四拾七文</p> <p>【若】屋村ノ分ハ 高ノ百九拾六石六斗七升七合 出銭百九四貫五拾三文</p> <p>同村新田ハ 高貳拾七石八斗貳合 出銭拾八貫百五拾八文</p>

<p>69</p>	<p>浅沢村ハ 高五拾貳石五斗六升 出錢五拾壹貫五百四拾文</p> <p>となつてゐる。これによれば、当時は高一石につき 壹貫文の出錢であつたやうだ。五公五民 としても当時石二貫文位であつたであ らう。</p> <p>又嘉永三年【戌】四月 卯兵衛 福岡通御代官所主税様御返地岩屋村御高之 内花輪伊豆様江為御替地と下候地面壹 軒地限書上仕帳</p> <p>ニハ 一高七石壹斗六升三合 【石神オトヤ】惣石エ門 出錢七貫四百拾三文 小者錢八百九拾六文</p>																																				
<p>70</p> <p>(切ハニツ役トイハレ ナイ切分)</p>	<p>内</p> <table border="0"> <tr> <td>ろ八高貳石壹斗貳升四合</td> <td>惣石エ門</td> </tr> <tr> <td>一田形貳百五拾苜</td> <td>山口と申所</td> </tr> <tr> <td>い四十七高壹斗九升</td> <td>茂兵衛</td> </tr> <tr> <td>一畑四ツ役</td> <td>湯ノ沢出口狐久保と申所</td> </tr> <tr> <td>は五十七高□斗</td> <td>孫右エ門</td> </tr> <tr> <td>一田形五拾苜</td> <td>岩や寺田と申所</td> </tr> <tr> <td>は三十八高壹斗</td> <td>孫右エ門</td> </tr> <tr> <td>一畑壹ツ役</td> <td>同処沢川口と申所</td> </tr> <tr> <td>ほ十七高八斗四合</td> <td>卯兵衛</td> </tr> <tr> <td>一田形百苜</td> <td>八ツ面ノ前と申所</td> </tr> <tr> <td>に四十三高八升</td> <td>□八</td> </tr> <tr> <td>一畑壹切</td> <td>細久保と申所</td> </tr> <tr> <td>ほ六十三高壹石五斗</td> <td>平八</td> </tr> <tr> <td>一田形百七拾苜</td> <td>中田と申所</td> </tr> <tr> <td>ほ廿七高四斗一升</td> <td>いせ</td> </tr> <tr> <td>一田五拾苜</td> <td>貳百苜田と申所</td> </tr> <tr> <td>ほ三十七高八斗一升五合</td> <td>千助</td> </tr> <tr> <td>一田百苜</td> <td>久保田と申所</td> </tr> </table>	ろ八高貳石壹斗貳升四合	惣石エ門	一田形貳百五拾苜	山口と申所	い四十七高壹斗九升	茂兵衛	一畑四ツ役	湯ノ沢出口狐久保と申所	は五十七高□斗	孫右エ門	一田形五拾苜	岩や寺田と申所	は三十八高壹斗	孫右エ門	一畑壹ツ役	同処沢川口と申所	ほ十七高八斗四合	卯兵衛	一田形百苜	八ツ面ノ前と申所	に四十三高八升	□八	一畑壹切	細久保と申所	ほ六十三高壹石五斗	平八	一田形百七拾苜	中田と申所	ほ廿七高四斗一升	いせ	一田五拾苜	貳百苜田と申所	ほ三十七高八斗一升五合	千助	一田百苜	久保田と申所
ろ八高貳石壹斗貳升四合	惣石エ門																																				
一田形貳百五拾苜	山口と申所																																				
い四十七高壹斗九升	茂兵衛																																				
一畑四ツ役	湯ノ沢出口狐久保と申所																																				
は五十七高□斗	孫右エ門																																				
一田形五拾苜	岩や寺田と申所																																				
は三十八高壹斗	孫右エ門																																				
一畑壹ツ役	同処沢川口と申所																																				
ほ十七高八斗四合	卯兵衛																																				
一田形百苜	八ツ面ノ前と申所																																				
に四十三高八升	□八																																				
一畑壹切	細久保と申所																																				
ほ六十三高壹石五斗	平八																																				
一田形百七拾苜	中田と申所																																				
ほ廿七高四斗一升	いせ																																				
一田五拾苜	貳百苜田と申所																																				
ほ三十七高八斗一升五合	千助																																				
一田百苜	久保田と申所																																				

<p>71</p>	<p>に四十四 高八升 清八 一畑 巷役 土沢家ノ土と申所 ろ三十二 高貳斗 茂兵五 一田 貳ツ役 久根合と申所 ×</p>
<p>72</p> <p>召使、</p>	<p>○ 村ノ制裁、村はづれをする。一切交際をたつ。</p> <p>○ 名子ノ家族ハ耕作地ノ少イ關係ヨリ二三男リ娘アツテモ大テイ他へ貸ス。子守にカシタリ飯タキニカシタリ、男ノ子ナレバ子使ヤ若イ者ニカシテヤル。一組ニ居ルモノ【多人数】ノモノハ概シテ少イ。</p> <p>○ 名子が悪いやうな場合の制裁は今はないが、勸当をさせ、出入りを差しとめる。即ちそこから出してしまふのである。嘗つてかゝることもあつたが、近頃かゝることはなし。(18)</p>

【付記】

本翻刻の原本は一橋大学附属図書館に所蔵されている。また本稿は2009-11年度科学研究費補助金(林雅秀「森林資源の利用とネットワークダイナミクス」)による成果の一部である。

【注】

- 1) ここは「シテ」という字であるが、それにあった字体がないため本稿では「メ」で代用している。
- 2) 有賀(1967:135)に関連した記述がある。以下同様。
- 3) 有賀(1967:82)。
- 4) 有賀(1967:83)。
- 5) 有賀(1967:130)。
- 6) 有賀(1967:139)。
- 7) 有賀(1967:187)。
- 8) 有賀(1967:188)。
- 9) 浄法寺村福蔵寺が大屋の旦那寺でそこから僧侶が来るという意味。有賀(1967:208)。
- 10) 葬式に必要な「色々モノ」を借りるということ。
有賀(1967:210)。
- 11) 有賀(1967:210)。
- 12) 有賀(1967:128)には「ソエコ(添え子)」とある。
- 13) 有賀(1967:134-5)。
- 14) 有賀(1967:131)。
- 15) 有賀(1967:66)。
- 16) 有賀(1967:141)。
- 17) 有賀(1967:315)。
- 18) 有賀(1967:85)。

【文献】

- 有賀喜左衛門, 1967, 『有賀喜左衛門著作集Ⅲ 大家族制度と名子制度』未来社。
- 細谷昂, 2011, 「『村研アーカイブス——「調査と方法」——』の企画提案」『村落社会研究』17(2), 日本村落研究学会:41-2。
- 三須田善暢・林雅秀・庄司知恵子・高橋正也, 2011, 「資料紹介 土屋喬雄の石神調査ノート (一) アチックミュージアムによる石神調査の再考に向けて」『八幡平市博物館研究紀要』2, 八幡平市博物館:29-37。
- 庄司知恵子・林雅秀・高橋正也・三須田善暢, 2011, 「資料紹介 土屋喬雄の石神調査ノート (二) アチックミュージアムによる石神調査の再考に向けて」『総合政策』13(1), 岩手県立大学総合政策学会:55-71。

